

関東森林管理局仕様書

1 総 則

- (1) この関東森林管理局造林事業仕様書(以下「作業仕様書」という。)は、請負実施に係わる造林関係の各作業種の一般的な作業仕様を示すものであり、請負事業の全般に係わる一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。
- (2) これに示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、この作業仕様書に優先するものとする。

特記仕様書

1 設置標準図

別紙1のとおり。

2 獣害防除資材の仕様

品 名	品 質・規 格
剥皮被害防止テープ	品質：生分解性プラスチック 規格：幅 5cm×長さ（1 巻） 350m

上記品質・規格を参考とし、これと同等以上のものを使用する。

3 獣害防除資材の購入

本作業で使用する獣害防止資材(剥皮被害防止テープ)は、一部支給品を除きすべて請負者が購入し、設置前に監督職員立会のもと、品質・規格・数量等の確認を受けること。

4 資材設置木の選定

- (1) 獣害防除対象木は、将来性の優れたものを選木すること。
- (2) 被害木、形質不良木、劣勢木の選定方法については、事前に監督職員の指示を受けること。(標準地にて対象木を白テープで表示しているので参考にすること。)

5 資材設置における留意点

- (1) 地上約 1.3 mの高さから螺旋状にずれ落ちないようにテープを巻き付けることとし、テープの始点及び終点については、ほどけないよう措置を講ずること。
- (2) 螺旋間隔は約 10～15 cm程度とする。
- (3) テープがねじれないよう巻き付けること。
- (4) 詳細については、別紙1 設置標準図のとおり。

6 その他

本仕様書に定めない事項については、監督職員の指示によるものとする。

別紙 1 設置標準図

